

# 令和7年度 横浜市商店街支援事業ガイド

■横浜市からのお知らせ . . . . . 1

## 1 商店街に向けた支援

- 商店街プレミアム付商品券支援事業 . . . . . 2
- 商店街にぎわい促進事業 . . . . . 5
- 商店街原動力強化支援事業 . . . . . 7
- 商店街活性化イベント助成事業 . . . . . 9
- 安全・安心な商店街づくり事業 . . . . . 10
- 商店街が行う施設整備等への支援 . . . . . 11
- 商店街空き店舗登録制度 . . . . . 15

## 2 開業者・事業者の方に向けた支援

- 商店街空き店舗開業助成事業 . . . . . 16
- 小規模事業者店舗改修助成事業 . . . . . 17

## 3 その他ご案内

- その他の支援事業 . . . . . 19
- 商店街街路灯へのバナーフラッグ掲出について . 20
- 行政機関等の紹介 . . . . . 21
- 経済局商業振興課のご案内 . . . . . 22

横浜市経済局商業振興課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10  
電話：045-671-3488 FAX：045-664-9533  
✉ ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp



横浜市ウェブサイトの  
商店街向けお知らせページ

横浜市 商業振興

# 商店街の活性化に向けて

商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベントなどを通じた販わいの創出、街路灯の維持管理やパトロールといった地域の防犯などに取り組む、地域コミュニティの担い手としてなくてはならない存在です。

平成27年4月1日「横浜市商店街の活性化に関する条例」が施行されました。商店街の現状は、売上・来街者の減少、経営者の高齢化などで、店舗数の減少が続き、厳しい状況にあります。横浜市・事業者・商店会・関係団体・大型店・市民の皆様がそれぞれの役割を認識し、一体となって商店街の活性化を進めましょう。

## 条例の目的

この条例は、商店街の活性化についての基本理念を定め、商店街を取り巻く関係者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与することを目的としています。

## 基本理念

商店街の活性化は、横浜市、事業者、商店会、関係団体及び大型店が、それぞれの責務を認識し、お互いに連携を図りながら、市民の理解と協力を得て推進していくものです。



商店街は、身近な買い物の場であるとともに、様々な取組により、地域を活性化させていく。



**Shopping**  
身近な買い物の場



**Event & Community**  
販わいの創出・ふれあいの場



お祭りやイベントの開催で地域に販わいが生まれ、地域住民のふれあいの場にもなっています。

# それぞれの役割

## 横浜市の責務

横浜市は、事業者、商店会、関係団体の活動を積極的に支援し、市民、事業者、商店会、関係団体及び大型店と協働して、商店街の活性化のために必要な施策を総合的に推進します。

## 事業者の責務

商店街における事業者間で協力するとともに、商店街の活性化を図るため、商店会組織への加入に努めましょう。また、商店会が行う事業に積極的に参加・協力しましょう。

## 商店会の責務

商店街が地域のにぎわいと交流の場となるよう、市民や様々な団体と連携を図りながら、自ら発意し、商店街の活性化に努めましょう。また、消費者の利便性の向上を図るとともに、地域社会への貢献に努めましょう。



## 関係団体の責務

商店街の活性化に必要な情報の収集と提供に努めましょう。また、商店街活性化に関する事業について、市、商店会と連携して取り組みましょう。



## 大型店の責務

大型店が立地する地域の商店会組織に加入し、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。

## 市民の協力

地域の発展と市民生活の向上に寄与している商店街の役割について理解を深め、市、事業者、商店会等が実施する商店街活性化に関する事業に積極的に参加・協力しましょう。



コミュニティの担い手としての役割を果たす、市民生活に欠かせない存在です。

Community

賑わいの場



Security

地域に安全・安心を提供



街路灯やアーケードの整備・維持管理、防犯パトロールの実施など、地域の安全に貢献しています。



# 横浜市からのお知らせ

## ◆市内商店会向けお知らせページの新設（横浜市ウェブサイト内）

横浜市のウェブサイトにて、「横浜市内の商店会のみなさまへのお知らせ」ページを新設しました。各事業のご案内や新着情報等をまとめたページとなっておりますので、ぜひご活用ください。



## ◆回覧板アプリの活用

各区商連及び各商店街にお送りしている、横浜市からのお知らせ等について、スマートフォンで受け取れる「回覧板アプリ」での配信も行っています。アプリを活用することで、素早い情報の受け取りや、役員間での一斉の情報共有が可能です。

また、台風や地震が発生した際に、「回覧板アプリ」を活用して、商店街の被害状況を確認させていただきます。まだ「回覧板アプリ」にご登録いただいていない商店街におかれましては、ぜひご登録くださいますようお願いいたします。

## ◆Eメールによる申請書類等の送付

補助金の交付申請書類、実績報告書類、請求書は郵送のほか、メールでもご提出いただけます。下記の提出方法に従いご提出をお願いします。

### 【Eメールでの提出方法】

- 1 提出する書類をPDF形式にし、パスワードを設定する。  
※押印が必要な書類は紙で提出してください。
- 2 「書類をメールで送信すること」及び「パスワード」を、経済局商業振興課の担当者へ電話で連絡する（TEL 045-671-3488）。
- 3 提出する書類を添付したメールを経済局商業振興課に送信する。  
送信先：[ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp)  
※職員個人アドレスに送らないようお願いします。  
※パスワードはメール本文に記載しないようお願いします。

## ◆台風等により街路灯等に被害を受けた場合の対応について

悪天候により街路灯等の部品落下や漏電被害等、緊急を要する整備が発生した場合は、商業振興課（045-671-3488）までお問合せください。整備費用の一部が補助金の対象となる場合がございます。

## ◆経済局 LINE

経済局では、横浜市 LINE 公式アカウントを活用して補助金募集やセミナー、イベント開催などの中小企業支援に関する情報を発信しています。

ぜひ、横浜市 LINE 公式アカウントを「友だち登録」していただき、メニューから「受信設定」をタップ→「ビジネス」を選択→「経営支援」を登録のうえ、ご活用ください。



## ◆その他

支援事業には、それぞれ申請期限があります。申請にあたっては、期日をお守りくださいますようお願いいたします。

# 商店街プレミアム付商品券支援事業

商店会が実施するプレミアム付商品券事業の経費を補助することで、消費喚起・地域経済の活性化を図り、またキャッシュレスサービスの普及促進を図ります。

## 1 申請対象（紙の商品券・電子商品券）

商店会、各区商店街連合会

・利用可能店舗が、紙の商品券の場合 15 店舗以上、電子商品券の場合 60 店舗以上の商店会等が対象です。

・紙の商品券事業又は電子商品券事業のいずれかの申請及び参加が可能です。

なお、紙の商品券事業・電子商品券事業を実施・参加した場合でも、広域電子商品券事業への参加が可能です。

## 2 活用事例

・商品券を発行して、新規顧客の来街を増やし、消費喚起につなげたい。

・キャッシュレス決済ができる電子商品券を導入して、商店街のデジタル化を図りたい。

## 3 補助率及び補助限度額

### (1) 紙の商品券

利用可能店舗数	事業費		事務費	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
15～29 店舗	10/10	200 万円	3 / 4	35 万円
30～59 店舗		250 万円		45 万円
60 店舗以上		300 万円		50 万円

### (2) 電子商品券

利用可能店舗数	事業費		事務費	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
60～79 店舗	10/10	400 万円	3 / 4	160 万円
80 店舗以上		500 万円		180 万円

※申請にあたり、あらかじめ総会等で利用可能店舗の見込数を決定してください。

補助金交付決定後に店舗数が増えた場合であっても、補助上限額の変更はできません。

※総会等の議事録に「利用可能店舗見込数を含む事業計画について承認した旨」を明示してください。

## 4 補助対象経費

### <事業費>

商品券のプレミアム分費用

### <事務費>

- ・ 広報宣伝費 ・ 委託料 ・ 手数料（電子商品券発行手数料など）
  - ・ 人件費・謝金（有償ボランティアを含む） ・ 会場借上料
  - ・ リース・レンタル料（商品券事業の実施に必要な備品のリース費用など）
  - ・ 消耗品費（事務用品、衛生対策費用など）
- ※事業実施にあたり必要と認められる数量に限る。

※実績報告時、対象経費の領収書（写）やプレミアム分の換金額を証明する書類が必要になります。

## 5 購入上限額の設定

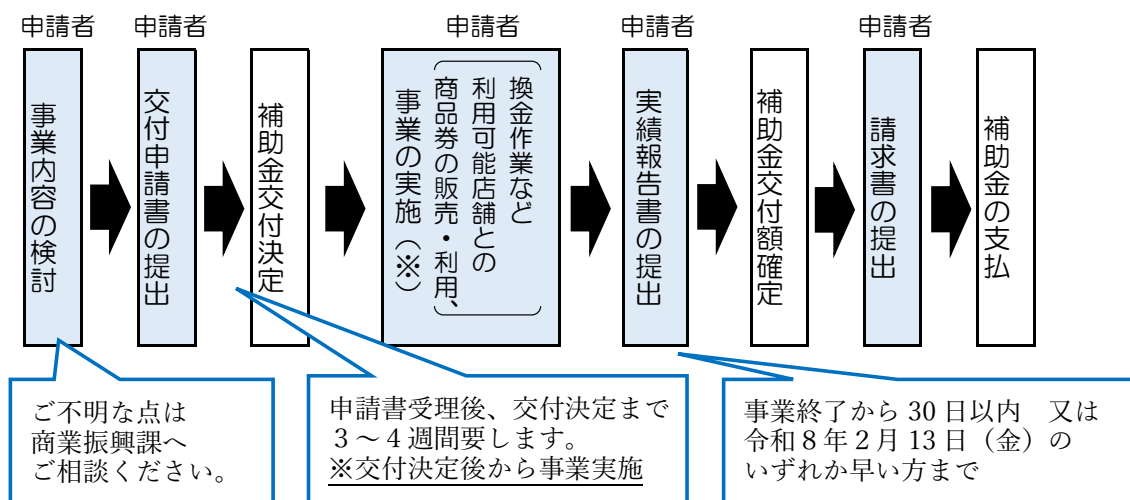
購入者一人当たりの購入上限額を、30,000 円/人 以内で設定してください。

## 6 予算額

2 億 8,900 万円 ※予算上限に達し次第、募集受付を終了します。

(※) 申請想定件数 紙の商品券：33 件、電子商品券：6 件、広域電子商品券：1 件

## 7 申請手続きの流れ（申請受付：令和7年4月1日～）



※「事業実施」とは、「商品券を販売・利用する」「商品券事業を広く周知する」だけでなく、各種委託契約の締結その他販売準備に取り掛かることを含みます。補助金交付決定前の事業実施は、補助対象外となりますのでご注意ください。

## 8 実績報告期限

令和8年2月13日（金）

## 9 広域電子商品券事業

複数の区商連が連携して実施する電子商品券事業です。

- ・ 3区商連以上かつ利用可能店舗1,200店舗以上で申請可能です。
- ・ 紙の商品券事業・電子商品券事業を実施・参加した場合でも、広域電子商品券事業への参加が可能です。
- ・ 区商連単位で参加しない場合でも、希望する商店会は参加可能です。
- ・ 補助率と補助限度額は下記のとおり、補助対象経費は前ページと同じです。

	広域電子商品券	
	事業費	事務費
補助限度額	1億2,000万円	4,000万円
補助率	10/10	3/4

### 脱炭素取組宣言について



商店街や、商店街における個店の皆様が脱炭素化に取り組むスタート段階として、「こまめな消灯」「空調温度の適正化」などの身近な省エネ活動を含めた脱炭素化に着手することを宣言する制度です。

- 当ガイドに掲載する補助金のご申請にあたっては、原則として脱炭素取組宣言を行っていただきます。
- 「商店街空き店舗開業助成事業」及び「小規模事業者店舗改修助成事業」は、脱炭素取組宣言していただくことを補助金交付の条件としています。

#### 宣言のメリット

- ・ロゴマークや店舗に提示できるステッカー等の利用
- ・市WEBサイトで屋号や店舗などの事業者名の公表
- ・省エネ診断支援等の補助金の活用
- ・横浜市中心企業融資制度の優遇 など

こちらから  
宣言！



お問合せ先  
脱炭素取組宣言について…中小企業振興課(671-4236)  
商店街向け補助金申請に関すること…商業振興課(671-3488)

# 商店街にぎわい促進事業

商店街の来街促進につながる事業の経費を幅広く補助します。

## 1 申請団体

- ・商店会（複数商店会が共同して事業を実施・申請することも可能）
- ・区商店街連合会

## 2 補助対象となる事業

令和7年3月から令和8年2月までのイベントや広報活動等の事業

- (例)・福引セールや抽選会を目玉とした、ハロウィンイベントを開催
- ・商店街のイベントや加盟店舗を紹介する動画や公式ウェブサイトの作成
  - ・のぼりや情報誌又はイベント時等に着用する商店街ジャンパーの作成
- ※複数の事業をまとめて1回で申請することができます。

## 3 申請可能回数

補助上限額の範囲内で2回まで申請可能

※1回目と2回目の申請団体は、同一の商店会で構成されている必要があります。

## 4 補助率及び補助上限額

補助上限額（補助率1/2）			
団体の会員店舗数	補助上限額	団体の会員店舗数	補助上限額
1～19 店舗	55万円	150～199 店舗	550万円
20～49 店舗	70万円	200～299 店舗	770万円
50～99 店舗	110万円	300 店舗～	1100万円
100～149 店舗	220万円	各区商店街連合会	110万円

※区商店街連合会で申請しても、同一区内商店会の申請回数、補助上限額は減りません。

○定額支援について

会員店舗数1～19店舗の商店会及び各区商店街連合会は、補助対象経費の20万円まで10割の補助率で補助します。補助対象経費が20万円以上の場合、20万円を超過した分は1/2の補助となります。（1回の申請に限る）

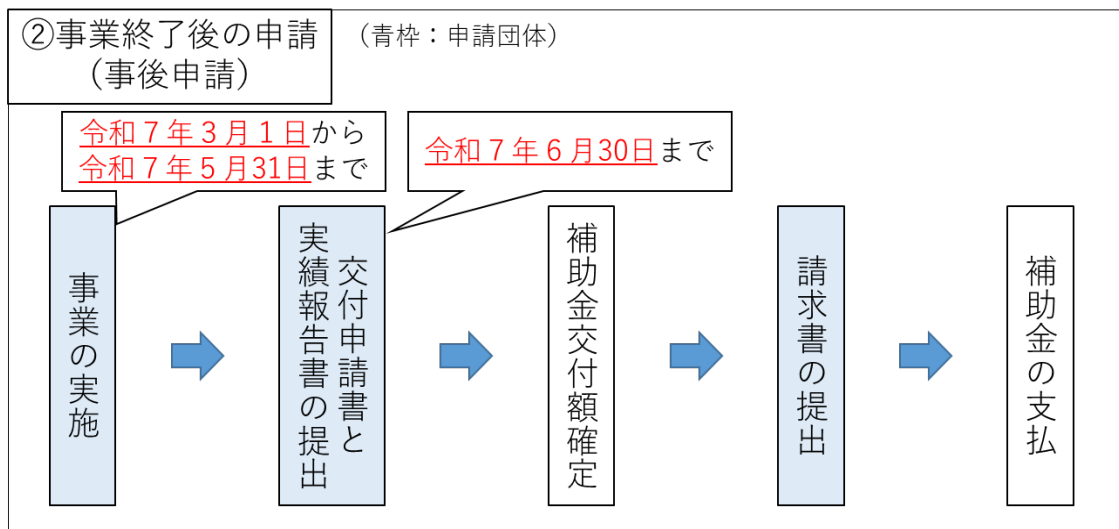
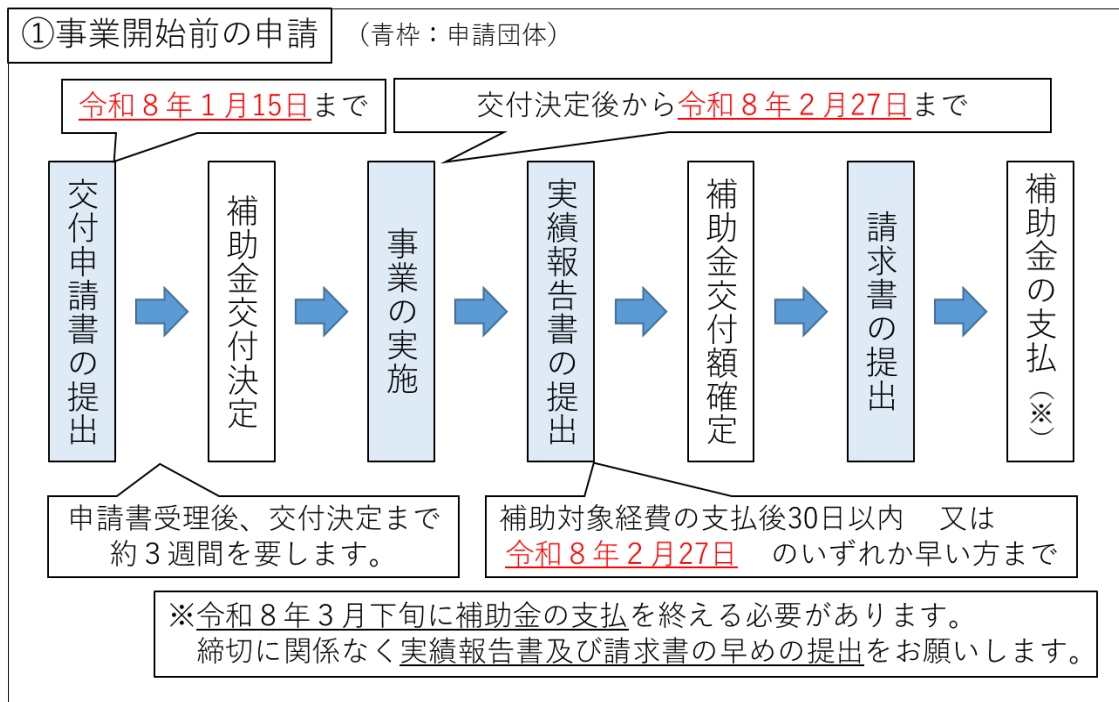


## 5 補助対象経費（下線は昨年度からの変更点）

経費区分	例
広告等製作費・広告料	PR 動画、チラシ等製作、ウェブサイト作成・管理委託
人件費・謝金・報償費	ステージ出演への謝金、イベントスタッフへの謝金
景品費（上限有）	商店会商品券、クオカード、 <u>ホテルランチ券</u>
委託費	イベント運営委託、現状分析の来街者アンケート委託
使用料	イベント会場の使用料、イベント出店料
保険料	イベント保険
物品購入費（上限有）	ガムテープ、ボールペン、ゴミ袋
食糧費（上限有）	イベント時のスタッフ用飲料
予備費（上限有）	<u>交付申請時に申請がなかった経費に対応</u>

※補助対象経費が重複しなければ、同一の事業に対して複数の補助金の併用が可能です。

## 6 申請手続きの流れと期限



# 商店街原動力強化支援事業

## 商店街伴走支援

商店街と地域とのつながりの強化、組織体制の強化、担い手不足、デジタル活用など、様々な課題を持つ商店街に対し、伴走支援を行う専門家を派遣します。

### 1 申込対象

商店会、各区商店街連合会

SNS やスマート  
フォン等の活用を支援する  
**デジタル活用アドバイザー**  
の派遣もコチラ

### 2 活用事例



イベントの実施や事務を担ってくれる人が居なくて困っている…

商店街活動に協力的な地域に根差した人材の掘り起こしや、会員の参画を促し、新しいメンバーが会運営やイベントに関わってくれるようになりました。



新規出店者がなかなか会員になってくれない…  
会の活動内容や存在意義が伝わっていないのかな？

空き店舗を減らしたいけど、何をしたらいいのか…

地元の不動産事業者と連携し、加盟促進のリーフレットを空き店舗物件紹介の際に配布を依頼し、新規出店者の加盟に繋がりました。

商店街加盟のメリットを洗い出し、新規出店を検討している人に向けてウェブサイトに出店メリットを掲載することで、効果的に出店者の誘致ができるようになりました。

スマートフォンを使って会員同士の情報共有ができると聞いたけど、どうやればいいのか？

アプリを使ってやりたい情報共有の内容を専門家がヒアリングし、適したアプリを紹介しました。会員が集まり、専門家と一緒にアカウント作成をして使用方法を学べる講座を開き、実際に運用できるようになりました。



**デジタル活用**

### 3 支援の概要

課題に応じて、以下の2枠があります。専門家派遣費用はいずれも無料です。

※派遣する専門家についてお知りになりたい場合は、お問い合わせください。

#### 【伴走支援枠】

- ・月1回程度（1回あたり1時間から。以降は30分ごとに対応可、最長2時間）※商店街の状況により異なります。
- ・商店街に専門家が訪問して状況を聞き取り、課題を洗い出します。その後、専門家から取組の提案や実現までのロードマップをお示しし、取組の進捗確認とアドバイスをを行います。

#### 【デジタル活用枠】

- ・1団体につき、同一年度内に最大3回まで支援可能
- ・1回あたり1時間から、最長2時間
- ・デジタル機器等の設置・設定、システムの構築などの作業に専念するような内容は、派遣対象外です。

#### 当事業を活用いただいた商店街の声

- ・検証や見直しなど考える時間が取れて、行動を起こすタイミングが分かり、助かりました。
- ・直面している課題の解決のためのヒントをもらえました。
- ・商店街のさまざまな可能性に気づき、自分にもできることがまだまだあると前向きになれました。



### 4 申込期限

**令和7年7月31日（木）**（申込期限にかかわらず随時ご相談ください）

<申込に伴う注意事項>

本事業は、民間の専門家等を派遣し、専門的見地から助言を行うことにより課題の解決を図るものです。そのため、事業又は業務の請負・委託、顧問あるいは同等の関係として商店街運営に関わることはできません。

### 5 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入いただき、FAX 又はメールにてお申し込みください。

※申込用紙は本市ウェブサイトにて公開します。商業振興課にお電話等でご連絡いただいても結構です。

※申込受付後、専門家派遣の日程調整等について横浜市から連絡します。

# 商店街活性化イベント助成事業

魅力ある商店街づくりや商店街の活性化を図ることを目的として商店会等が実施するイベントにかかる経費を補助します。

※申請は各区の地域振興課で受け付けます。

## 1 申請対象

単一商店会、同一区内の複数の商店会等で組織する団体、区商店街連合会  
※すでに実施したイベントも申請可能です。

(令和7年4月1日以降に実施したイベントに限ります。)

※市内他区に立地する2以上の商店会等との共同実施の場合は、「商店街にぎわい促進事業」(5ページ参照)で申請が可能です。

## 2 活用事例

- 商店街祭り、朝市・マルシェの実施、スタンプラリーイベント
- スポーツ大会、イルミネーション装飾

## 3 補助率・補助限度額、補助対象経費及び申請期限等

各区の地域振興課において、補助内容の詳細や申請手続等を定めています。  
各地域振興課の連絡先は21ページをご参照ください。

### <留意事項>

予算に限りがあります。補助申請額が各区の予算額を超える場合、補助できない場合があります。「商店街にぎわい促進事業」の活用もご検討ください。

### <横浜市WEBページへの掲載について>

申請いただいたイベントの情報は原則として、横浜市WEBページ「商店街イベント情報」に掲載させていただきます。掲載にあたっては、商業振興課から別途ご連絡します。

### 令和7年度予算額について

今年度は、総額2,750万円を経済局から各区へ配分しています。  
例年、商店街活性化イベント助成事業では、残額が発生しているため、令和7年度は令和5年度の実績額を各区へ配分しています。

予算の都合上、新規の案件などは申請できない場合があります。  
その場合は、商店会・区商店街連合会のイベントについては、商店街にぎわい促進事業(P.5)の活用をご検討ください。

# 安全・安心な商店街づくり事業

商店街の街路灯の電気・ガス料金を補助します。

## 1 申請対象

商店会

<補助を受けるための主な条件>

- (1) 商店街街路灯の維持管理及び店舗閉店後の点灯（12月末日まで継続実施）
- (2) 防犯パトロールを補助対象期間内に規定回数以上実施
- (3) 補助対象期間の電気・ガス料金の領収証等又は支払証明書の写しがあること

補助対象期間	令和7年1月分から12月分まで
対象となる照明機器	街路灯やアーケード、アーチ等、 防犯の役割を果たす照明機器

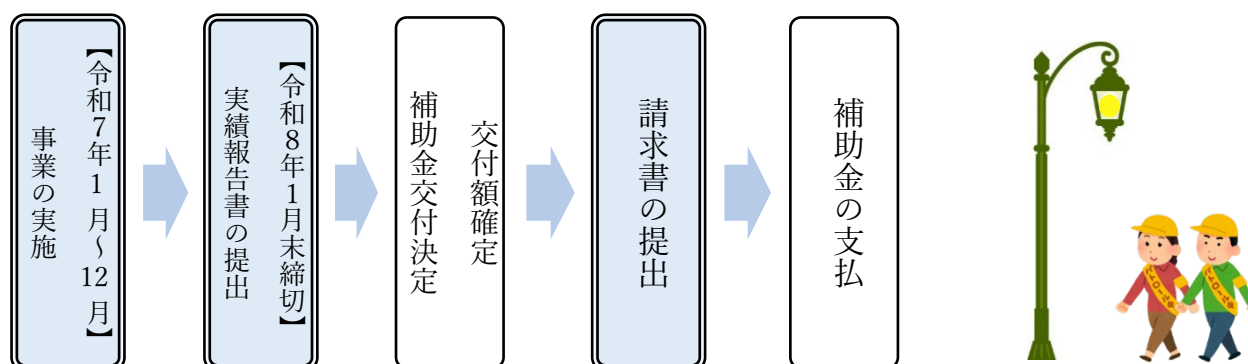
## 2 補助率及び補助限度額

補助率	1 / 2	補助限度額	50万円
-----	-------	-------	------

## 3 申請期限

令和8年1月30日（金）

## 4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）



## 5 留意事項

- (1) 1年分(1月～12月)の領収証は、捨てずに必ず保管しておいてください。  
領収証がない場合、補助金をお支払いできない場合があります。
- (2) 支払い証明書は東京電力エナジーパートナー株式会社等で発行しておりますが、1年前の支払証明書の発行ができない場合があります。
- (3) 防犯パトロールは、必ず規定回数以上実施してください。

## 商店街が行う施設整備等への支援

### 1 申請対象

商店会

### 2 補助内容・補助対象・補助率及び補助限度額

(1) 商店街が行う街路灯や防犯カメラ等の整備や施設の安全点検等の経費を補助します。

(主な補助対象)

分野	補助対象		補助率	補助限度額※3	
				計画認定あり※2	計画認定なし
防犯	街路灯	① 新 設	30%	「400万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「17万円/基×基数」の合計額の安価な方
		② 修 繕 ※1 (ランプ交換含む)	50%	「400万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「10万円/基×基数」の合計額の安価な方
	防犯カメラ			「400万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方	「100万円」又は「25万円/台×台数」の合計額の安価な方
防災	AED、防災等関連備品		50%		50万円
	防災等関連施設			400万円	100万円
集客	アーケード アーチ 片アーチ	① 新 設	30%	400万円	
		② 修 繕 ※1 (ランプ交換含む)	50%		100万円
	サイン施設、フラッグ掲出用ポール、Wi-Fi設備、放送設備				
	加圧式ミスト装置				100万円
その他	施設の安全点検 (調査)		50%	200万円	100万円

※1 「修繕」とは、設置当初より性能や機能を向上させることや、経年劣化や事故等により破損した施設を危険性のなくなる状態にまで復旧することを指します。

「ランプ交換」は「修繕」に含みます。

※2 施設整備実施の前年度に、計画認定申請が必要です。

※3 1商店会あたりの1年間の補助限度額は800万円です。

この800万円には「計画認定なし」の1年間の補助限度額200万円を含みます。

\*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(2) 商店街が行う街路灯等の撤去の経費を補助します。

(主な補助対象)

補助対象	補助率	補助限度額※6	
		計画認定あり※5	計画認定なし
街路灯	50% ※4	400万円	
アーケード、アーチ、片アーチ	50%	400万円	
その他商店会に係る設備、施設		200万円	

※4 街路灯については、下記1～3の条件をすべて満たす場合は、補助率が90%となります。

1. 商店会員数が20以下であること（令和7年4月1日現在の会員数を基準とする）。
2. 所有する街路灯の基数が商店会員数の4倍以上であること。
3. 街路灯を撤去し、所有する街路灯の基数を商店会員数の同数以下とすること。

※5 施設撤去実施の前年度に、計画認定申請が必要です。

※6 1商店会あたりの1年間の補助限度額は400万円です。

\*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。

(3) 災害や事故等によって被害を受けた街路灯等の整備や撤去の経費を補助します。

補助対象	補助率	補助限度額※7	
		計画認定あり	計画認定なし
新設（建替え）、修繕	50%		400万円
撤去			400万円

※7 1商店会あたりの補助限度額は800万円です。

\*災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、まずは商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。

### 3 申請期限

- 計画認定申請書の提出 : **令和7年7月31日(木)** ※令和8年度に実施する事業
- 補助金交付申請書の提出
  - ・前年度計画認定を受けた事業 : **令和7年7月31日(木)**
  - ・計画認定申請書の提出を省略できる事業 : **令和7年11月28日(金)**

※災害等緊急対応や整備の緊急性のあるものについては、申請期限にかかわらず商業振興課(045-671-3488)までお問い合わせください。



## 持続的に商店街活動を続けるために 街路灯を一部撤去した商店街の事例をご紹介します



お話を伺った方:あざみ野商店会協同組合 専務理事 山崎様  
(会員数92名(賛助会員24名含む)※令和6年度時点)

Q あざみ野商店会協同組合の取組内容を教えてください

→毎年、街路灯を約3基ずつ撤去しています。

撤去前(平成29年) 136基 → 現在(令和6年) 109基



あざみ野商店会(協)の街路灯

撤去の対象となる街路灯は、倒壊の危険性が高いものや、明るい場所に設置されたものから優先的に行っています。将来的に何基まで減らすかは検討中ですが、商店街区域の明るさや会員数、資産状況など総合的に見ながら決めたいと考えています。

Q 街路灯の計画的な撤去に至った経緯を教えてください

→当商店会では、街路灯設置から30年以上の年月が経過し、老朽化が進んでいたため、安全性が懸念されていました。また、会員数を大幅に超える基数の街路灯を保有していたことから、撤去することとなりました。

Q 修繕ではなく、撤去を決断した理由を教えてください

→設置当時に比べると、会員数が減少しているため、理事会等で協議を重ねた結果、当初の街路灯数を維持し続けることは、困難であると判断しました。また、駅周辺やコンビニ付近は夜間でも十分な明るさがあるため、防犯面も問題ないと考えました。現在、危険性の高い街路灯は撤去し終えましたので、今後は修繕も行いたいと考えています。

Q 実施してよかったと感じたことはありますか。

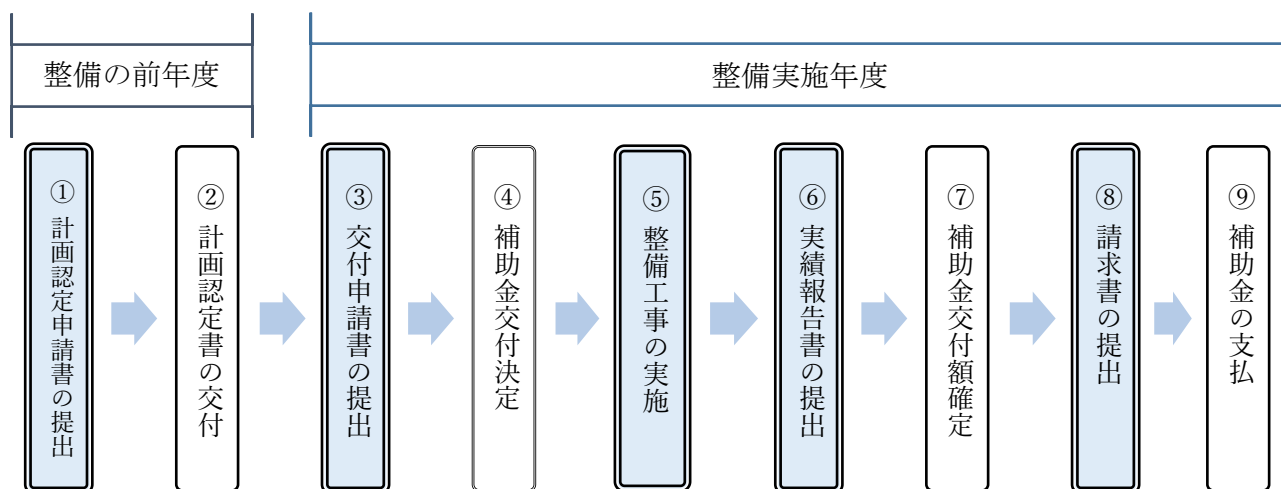
→電気代等の維持管理費を大幅に削減できたことです。これまで維持管理費に充てていた会費をイベント等の予算にも活用できるようになりました。お客様が楽しみながら、安心してお買い物できることが一番ですので、商店会としての責務を果たせたこともよかったと感じています。

街路灯を撤去する場合も補助金が活用できます。

詳しくは経済局商業振興課(671-3488)へご相談ください!



#### 4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者） \*計画認定なしの場合は③から実施。



#### 5 その他

1	契約金額が100万円以上と見込まれる場合は、2者以上の市内事業者からの見積書の徴収または入札が必須です。（計画認定申請時は不要）		
	区分	事業費等の総額	入札等の取り扱い方法
	工 事	1 億円以上	原則、一般競争入札
		1,000 万円以上 1 億円未満	8者以上の指名競争入札又は5者以上の見積合せ
		1,000 万円未満	2者以上の見積合せ
	物品購入 委託	1,000 万円以上	5者以上の指名競争入札又は3者以上の見積合せ
1,000 万円未満		2者以上の見積合せ	
※市内事業者であることを証するため、「横浜市工事請負等入札参加資格のある業者であることを証する資料又は履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）」の添付が必要です。			
2	税込事業費で補助金を申請することは可能ですが、事業完了後に消費税額の申告によって補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市に報告してください。		
3	任意商店街については、施設の管理上の責任を軽減し、商店街組織全体で分担できるよう、財産管理や組織運営等について規約で定められていることが条件となります。そのため、規約の改正が必要となる場合があります。		
4	本事業で整備した施設は、商店街の所有となり、維持管理や最終的な撤去の責任も商店街が負うこととなります。施設の整備にあたっては、 <u>将来の維持管理・撤去にかかる経費も十分ご検討の上、必要な施設の数量を計画してください。</u>		
5	本事業で施設を整備した場合、当該施設の保管状況等が記載された台帳の写しの提出が必要となります。		
6	公道上に施設等を整備する場合には、道路管理者等へ必要な手続きを行ってください。なお、民地の場合、土地所有者の承諾が必要となります。		
7	補助金を使用して設置、修繕等したものは、処分制限期間中には撤去できません。		
8	商店街を解散される場合には、アーチや街路灯等これまでに整備した商店街設備を撤去していただくこととなります。お早めに経済局商業振興課の担当までご相談ください。		

# 商店街空き店舗登録制度

商店街の空き店舗物件について、横浜市WEBページに物件情報を登録・掲載し、テナント募集を支援します。

ご登録いただいた空き店舗に新規店舗が開店し、開業者が商店会に加盟した場合、当該商店会に奨励金を交付します。

## 1 申請対象

商店会

## 2 掲載できる空き店舗の条件

- 商店街の区域内にあり、商業活動が3か月以上行われていない店舗
- 主要な道路または通路に直接面している建物の店舗
- 百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗でないもの

※ 既に契約者が内定している店舗の登録は不可

## 3 交付額・年度内限度額

交付対象者	交付額
商店会	1件につき2万円

※登録時に奨励金をお支払いしている場合、奨励金交付対象外となります。

## 4 登録方法（いずれかの方法で申請してください。）

- ① 横浜市電子申請・届出システムの「商店街空き店舗登録」から必要事項の記載と添付を行い申請
- ② 商店街空き店舗登録申請書に必要事項を記載し、ke-syogyo@city.yokohama.lg.jpへ提出



横浜市電子申請・届出システム

# 商店街空き店舗開業助成事業

商店街の空き店舗で、条件を満たして開業する方に対し、開業にかかる経費を補助します。併せて、専門家による開業後の経営相談を実施し、事業継続を支援します。

## 1 申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、個人・中小企業・商店会・各種団体（社会福祉法人、NPO 法人等）

＜補助を受けるための主な条件＞

当該年度に店舗を賃借して事業を開始し、次のいずれかを満たす方

- (1) 横浜市 WEB ページに登録されている空き店舗において、開業する方
- (2) 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する方
- (3) 下記の条件のいずれかを満たす方

ア（公財）横浜企業経営支援財団の横浜ビジネスグランプリにおいて、ファイナルに選出されたプランで開業する方

イ 横浜市都市整備局ヨコハマ市民まち普請事業の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する方

ウ 横浜市健康福祉局横浜市介護予防交流拠点整備事業で交付決定された事業で開業する方

※その他、1年以上継続して事業を行うことや、開業エリアの商店会に加盟することなどの、要件を満たす必要があります。



現在登録中の  
空き店舗一覧

## 2 補助対象経費

(1) 店舗賃貸借契約書で定められている初期費用（前払い家賃、礼金、初期費用等）

(2) 賃貸借契約日から申請日までに支払った家賃 ※（1）と重複する経費は除く。

※補助対象外経費…店舗賃貸借契約書で定められている初期費用のうち償還されるもの、仲介手数料、消費税及び地方消費税、商店会への会費・入会費、賃貸借契約書に定めのない経費

## 3 補助率及び補助限度額

補助を受けるための主な条件	補助率	補助限度額
申請対象（1）（2）の方	1 / 2	30万円
申請対象（3）の方		50万円

## 4 申請期限

**令和8年2月27日（金）** ※申請には開業2週間前までの事前相談が必要です。

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※開業2週間前までに市庁舎にて事前相談を行います。

申請を検討される方は、下記のいずれかの方法でご連絡ください。

ご連絡いただいたのち、事前相談の調整を行います。

①事前相談フォームにて開業に関する情報を入力し、送信

②空き店舗開業助成事業事前チェックシートに必要事項を記載し、  
ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp へ提出

③商業振興課へお電話等でご連絡（045-671-3488）



「開業者向け事前  
相談」フォーム

# 小規模事業者店舗改修助成事業

小規模事業者が業務改善のために行う店舗改修経費を補助します。

## 1 申請対象

- 店舗が横浜市内にある小規模事業者（個人事業主を含む）
- 店舗改修によって業務改善が見込まれること
- 横浜市内の同一店舗で同一事業を1年以上営むもの

## 2 補助率・補助限度額・補助対象経費

助成対象事業	助成率	助成限度額
店舗改修工事	1/2	20万円

対象となる経費	<p>*店舗を改修することによって業務改善が見込まれる経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・店舗改修経費</li><li>・改修に伴う備品購入費（使用目的が限定され、店舗内据置又は容易に持ち運びができない備品、機械装置等）</li><li>・改修に伴う廃材処分費（改修で直接出た廃材等の処分費等）</li></ul>
対象とならない経費の例	<ul style="list-style-type: none"><li>・増築工事（建物の面積が増えるもの）、改築工事（耐震強度増加）等に要する経費</li><li>・改修工事に付属しない消耗品費等（椅子等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）</li><li>・（処分を行う際に発生する）公的機関等に対する申請料・手数料等</li><li>・老朽化や故障による、エアコンや冷蔵庫などの機器の買い替え</li></ul>

## 3 申請期限

**令和7年11月28日（金）**

※予算の上限に達し次第、受付終了します。

※申請にあたっては、必ず横浜市 WEB ページで詳細をご確認ください。

※申請前に事前相談を行います。

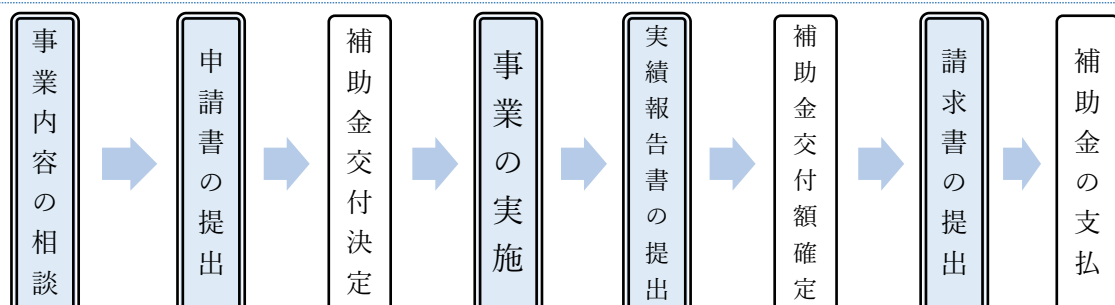
申請を検討される方は、下記のいずれかの方法でご連絡ください。

- ① 事前相談フォームに必要事項を入力し、送信
- ② メール（メールアドレス：[ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp)）
- ③ 商業振興課へお電話等でご連絡（045-671-3488）



「小規模事業者店舗改修助成金事前相談」フォーム

## 4 申請手続きの流れ（二重枠：申請者）



## 活用例



腰の悪い方向けに座敷から掘りごたつに改修



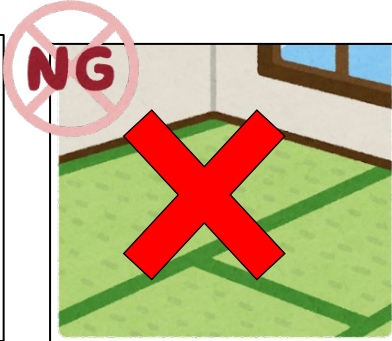
高齢者でも使えるようにトイレを洋式に改修



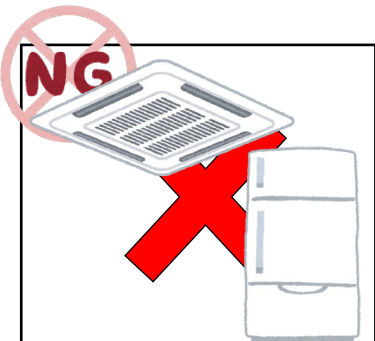
相談カウンターを整備



高齢者が入店しやすいよう、バリアフリーに改修



【対象外の例】古い畳を新しく取り換える



【対象外の例】エアコンや冷蔵庫の買い替え

## その他 個店の方へ向けた支援メニュー

### 繁盛店づくり支援事業

市内の大型店等の商業施設やイベント等と連携し、商店街店舗が出店を通して魅力的な商品をPRし、新たな顧客を獲得する場を作るとともに、販売ノウハウを学ぶ機会を提供します。



### 専門家派遣による経営相談事業（（公財）横浜企業経営支援財団※）

IDEC 横浜の専門家が皆さまの店舗や事務所等にお伺いし、経営に関する課題やお困りごとについて相談をお受けします。

※市内中小企業の経営支援を行う横浜市の外郭団体。通称名：IDEC 横浜



### 横浜市省エネ診断支援補助金（中小企業振興課）

横浜市が定める、経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した中小企業者等に対し、省エネルギー診断の受診費用のうち、事業者の皆さまの自己負担分を補助します。



### カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金（ものづくり支援課）

中小企業（個人事業主を含む）の省エネルギー化に資する設備導入にかかる費用の一部を助成します。（令和7年5月以降募集予定）



### 小規模企業特別資金（金融課）

小規模企業者が必要とする事業資金を取扱金融機関から原則無担保で融資を受けられます。（横浜市が借入時の信用保証料を助成）



## その他の支援事業

商業振興課では商店街の活性化のため、以下の事業を実施しています。

### 商店街イベントの広報

商店会等が開催するイベントやプレミアム付商品券支援事業の情報を横浜市WEBページに掲載し、広報を支援します。

商店街イベント情報 横浜市

検索



### 民間事業者の提案事業を紹介

民間事業者等からよせられたサービスや連携アイデア等の提案をWEBページ上で紹介し、商店街と民間事業者等のマッチングを行っています。商店街の課題やお悩みを解決する提案が掲載されているかもしれません。また、商店街の課題（ニーズ）を公開し、ソリューションを持つ掲載事業者からのアプローチを受けることも可能です。ご相談ください。

民間事業者からの商店会への提案 横浜市

検索



#### 連携事例①（瀬谷区 商店街×マーケティングコンサル企業）

マーケティングコンサルティングを行う企業と商店街の個店が連携し、商店街エリアの商圈調査を実施。個店へのコンサルティングも行い、店舗の魅力発信・売上増加につながりました。

#### 連携事例②（緑区 商店街×空きスペースレンタル企業）

空きスペースレンタルのマッチングを行う企業と商店街が連携し、企業のホームページ上で空きスペースマッチングサービスに掲載。空き店舗の解消、商店街の活性化につながっています。

# 商店街街路灯へのバナーフラッグ掲出について

バナーフラッグの内容に応じて、掲出手続きや手数料が変わります。

掲出内容		商店街の広告※1	有料広告※2	市の主催・共催・後援事業
申請内容と申請先	道路占用許可 各区土木事務所	申請：不要 ※一部でも有料広告も掲出面を占める場合は、有料広告の扱い。	申請：要 (3か月毎に申請) 占用料 310円/㎡・月	申請：要 (3か月毎に申請) ※所管の区局名が掲出面に印字されていること 占用料 主催共催：免除 後援：50%減額(700円)
	道路使用許可 各所轄警察署	不要	申請：要 (3か月毎に申請) 手数料：1件2000円	申請：要 手数料：免除 ※国または地方公共団体が申請者の場合
	屋外広告物 設置許可 都市整備局 景観調整課	不要	申請：要 1幕200円/3か月 (3か月毎に申請)	申請先と相談
共通の注意事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店会が維持管理する街路灯であること</li> <li>・街路灯にフラッグ掲出用ポールが設置されていること(旗差しは不可)</li> <li>・路面からフラッグ下端まで、一定の高さが確保できること ⇒車道の場合は4.5m以上 ⇒歩道の場合は2.5m以上(車道と分離されている場合)</li> </ul>		

※1 掲出面の60%以上を商店街名・通りの名称としてください。また、広告収入を商店街街路灯の維持管理費等に充当することを目的としておりますので、無料で商店街以外の広告を掲出することはできません。

※2 有料広告の撤去後、収支決算書を経済局商業振興課にご提出ください。また、掲出にあたっては「商店街街路灯への有料広告物掲出に係る横浜市版ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を順守していただきます。

## ～広告フラッグの掲出に必要な、 フラッグ掲出用ポールの設置・交換をお考えの商店会の皆様へ～

街路灯へのフラッグ掲出用ポールを整備(設置・交換等)する際の費用の一部を補助しています。(設置工事を実施する前年度に「計画認定」が必要です。詳細はP.11)

### <概要>

【補助率】 50%      【補助限度額】 400万円      【最低事業費】 3万円

【申請期限】 令和7年7月31日(木)まで

### <補助対象経費>

- ・フラッグ掲出用ポールの設置に要する費用(設置工事費等)

### <補助を受けるための主な条件>

- ・商店会が所有、維持管理する街路灯であること
- ・フラッグ掲出用ポール設置後、街路灯の道路占用(変更)許可を受けること。
- ・フラッグを掲出できる高さに設置すること など

※ 詳しくは、経済局商業振興課までお問い合わせください。

## 行政機関等の紹介

### 横浜市 各区地域振興課

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1687	保土ヶ谷	334-6302	青葉	978-2291
神奈川	411-7086	旭	954-6097	都筑	948-2231
西	320-8386	磯子	750-2391	戸塚	866-8411
中	224-8131	金沢	788-7802	栄	894-8391
南	341-1235	港北	540-2234	泉	800-2391
港南	847-8391	緑	930-2232	瀬谷	367-5691

### 横浜市 各区土木事務所

区名	電話	区名	電話	区名	電話
鶴見	510-1669	保土ヶ谷	331-4445	青葉	971-2300
神奈川	491-3363	旭	953-8801	都筑	942-0606
西	242-1313	磯子	761-0081	戸塚	881-1621
中	641-7681	金沢	781-2511	栄	895-1411
南	341-1106	港北	531-7361	泉	800-2532
港南	843-3711	緑	981-2100	瀬谷	364-1105

### 一般社団法人 横浜市商店街総連合会

横浜市中区蓬莱町 2-4-1-5 階  
電話：045-250-6613



### 公益社団法人 商連かながわ

横浜市中区尾上町 5-80  
中小企業センター 3 階  
電話：045-633-5184



### 神奈川県

横浜市中区日本大通 1  
電話：045-210-1111 (代表)



### 中小企業庁

東京都千代田区霞が関  
1-3-1  
電話：03-3501-1511 (代表)





## 経済局商業振興課のご案内

ご来庁時は、市庁舎3階受付にて入館証を受取後、31階南側の受付用電話で担当職員をお呼び出しくさせていただきますようお願いいたします。



### <アクセス>

- ・みなとみらい線「馬車道」駅下車、1C出入口直結
- ・JR「桜木町」駅下車、「新南口（市役所口）」から約200メートル、徒歩約3分
- ・市営地下鉄「桜木町」駅下車、「1口」から約200メートル、徒歩約3分



市庁舎所在地：〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話番号：045-671-3488

FAX番号：045-664-9533

Eメール：[ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp)